

いわき商工会議所 貿易関係証明発給について

日本の商工会議所は、法律（商工会議所法）に基づく公的な性格を持った特別民間法人であり、原産地証明やインボイス証明等の貿易に関する証明を発給できることが法律で定められております。

貿易関係証明の発給業務については、全国統一の発給規則に基づいて行っており、下記のとおり事前の申請者登録、発給毎の申請手続きが必要となります。

STEP① 申請者登録

◇ 商工会議所に貿易関係証明の発給を申請する場合は、あらかじめ「貿易関係証明申請者登録」の手続きが必要となります。

◇ 申請者登録に必要な書類等

区 分	必要書類等
法 人 (団 体)	①貿易関係証明に関する誓約書、業態内容届（いわき商工会議所で配布） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書、3ヶ月以内発行の原本） ③印鑑証明書（会社登記の実印、3ヶ月以内発行の原本）
個 人	①貿易関係証明に関する誓約書、業態内容届（いわき商工会議所で配布） ②住民票（3ヶ月以内発行の原本） ③印鑑証明書（3ヶ月以内発行の原本） ④開業届・納税証明書（事業税）いずれかのコピー

※いわき市内に営業拠点がない場合、代表者・署名者が外国人の場合、中古品を取り扱う場合、代表者・署名者が弁理士・公認会計士等の国家資格を有し署名欄に資格名を使用する場合等は別途提出書類が必要となります。

◇ 有効期限・更新手続き

登録・更新の日から2年間。更新の際には新規と同様の手続きが必要となります。

◇ 登録手数料

いわき商工会議所会員：無 料、非会員：5,000 円 （※税込価格）

STEP② 発給申請（原産地証明）

◇ 原産地証明の発給を依頼する際には、下記の手続きが必要となります。

◇ 原産地証明の発給申請に必要な書類等

- | |
|-------------------------------------|
| ①証明申請書（いわき商工会議所で配布） |
| ②原産地証明書（必要部数+商工会議所控え1部、いわき商工会議所で販売） |
| ③コマーシャルインボイス（原本1部、コピー不可） |

※1件の証明手数料で5部まで発給いたします。

（5部必要な場合は、商工会議所控え分を含め6部をご用意ください。）

※5部を超える発給依頼については正当な理由がある場合のみ発給いたします。また、発給部数のうちオリジナルは3部まで発行可能。4部以上必要な場合は信用状(L/C)等の典拠書類を添付してください。

◇ 証明手数料（1件あたり）

いわき商工会議所会員：1,000円、非会員：2,000円（※価格は全て税込価格）

貿易関係証明 料金表

区 分	金 額	備 考
申 請 者 登録手数料	商工会議所会員 無 料 " 非会員 5,000 円	有効期限は2年間。更新の際には再度登録手数料がかかります。
貿 易 証 明 発行手数料	商工会議所会員 1,000 円 " 非会員 2,000 円	6部以上発給する場合は、5部ごとに1件分の手数料がかかります。
原産地証明 用 紙 代	10枚 100 円	10枚単位での販売となります。

（※価格は全て税込価格）

貿易関係証明についてさらに詳しく知りたい方は、東京商工会議所ホームページをご参照ください。

⇒<https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/>